令和５年
2023年
５月号

ニュースレター

弁護士法人 今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル８階
☎ 03- 5224- 3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年１回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士　今津　泰輝

著作権に関するＱ＆Ａ①

近時、社内イントラネットにスキャンした新聞記事を掲載したことが著作権侵害に該当するとして損害賠償を命じた裁判例（東京地判令和４年１０月６月）や、学校だよりでのイラストの無断使用について著作権者に対して損害賠償金を支払うことになった事例が報道されました。

著作権に関するトラブルに巻き込まれることがないよう、著作権に関して、Ｑ＆Ａ形式でご紹介いたします。全２回程度を予定しています。

Ｑ　著作権とは？

Ａ　著作物（創作的表現）に対して認められる権利であり、例えば、新聞記事、楽曲、イラスト、写真、動画は、通常、著作物に該当します。

著作権は、複製権、公衆送信権（インターネット上で公開すること等）、翻案権（変更すること等）などの様々な権利から構成されています。著作権者以外の者が、これらの行為を行うには、原則として、著作権者の許可が必要となります。

Ｑ　「フリー素材」と画像検索して表示されたイラスト・写真であれば、使用しても著作権侵害にはならないと理解してよいですか。

Ａ　そのようにして表示されたものが、実際にフリー素材（著作権者が利用を許可した素材）であるという確証はありません。当該素材が掲載されているウェブサイトの内容を必ず確認すべきです。

また、フリー素材であっても、例えば、商用目的は不可、１つの商用デザインに２０点までなど、利用条件が定められている場合もありますので、利用条件も確認すべきです。

Ｑ　自分だけが使用するためにコピーする場合も許可が必要ですか。

Ａ　私的使用のための複製については例外が存在し、著作権者の許可は不要です。ただし、侵害コンテンツのダウンロードは、私的使用のためであっても著作権侵害となります。

Ｑ　フリー素材を掲載していると謳われているウェブサイトであれば、掲載されている素材を自由に使用して問題ありませんか。

Ａ　仮に、第三者が著作権者である素材が無断で掲載されていれば、それを使用することは著作権侵害となるため、信頼できるサイトかどうか確認すべきです。

Ｑ　社内で利用するためにコピーする場合も許可は不要となりますか。

Ａ　社内利用の場合については、特に例外は設けられていないため、原則として、著作権者の許可が必要です。そのため、特に、著作権者に不利益（機会損失を含みます）を与えるような方法での無許可での複製等は、避けるべきでしょう。

時事ニュース～「ビジネス・コート」の開設～

霞が関に所在する東京地方裁判所（本庁）の庁舎は、昭和５８年（１９８３年）に完成した、今年で築４０年になる建物だそうです。ところが、最近、例えば、「違法なファスト映画を公開した者に対し、東京地方裁判所で～円の賠償を命じる判決が言い渡されました。」などのニュースの映像に登場する法廷が新しいことに気付いた方はいらっしゃいますでしょうか。

これは、昨年１０月より、ビジネス関係紛争を専門的に扱う「ビジネス・コート」が中目黒の新庁舎に開設され、知財高裁、東京地裁商事部・倒産部・知的財産権部が担当する訴訟等は、中目黒の新庁舎で行われているためです。なお、これらの部が担当する訴訟等はビジネス関係紛争のごく一部にとどまり、それ以外のものは、従来通り、霞が関で行われています。

消費者契約におけるサルベージ条項規制の施行

◆サルベージ条項とは

一般に、契約書・利用規約等において、事業者が、自らが損害賠償責任を負う場合に関して、損害の範囲の限定・損害賠償額の上限を定めておくことが、しばしば存在します。

もっとも、事業者と消費者との契約では、事業者の損害賠償責任に関して、①全部免責を定める条項、②事業者に故意・重過失がある場合に一部免責を定める条項は、消費者契約法によって無効となります。

そのため、事業者においては、消費者契約法による無効を回避するため、損害の範囲の限定・損害賠償額の上限を定める際に、「法令に反しない限り」などの留保を加えるケースが見られました。これが、サルベージ条項と呼ばれるものです。

サルベージ条項は、どのような場合に事業者の免責が有効・無効であるのか不明確であり、消費者による損害賠償請求の行使を萎縮させるという指摘がなされていました。

そのため、消費者契約法改正により、サルベージ条項に関して、規制が設けられることになりました。

◆設けられた規制の内容

前提として、消費者契約において、事業者の損害賠償責任の免責を定める条項は、前述の内容の裏返しで、事業者に軽過失（重過失を除く過失）があるにとどまる場合に一部免責を定める条項のみが有効となります。

今回の改正によって、消費者契約において、軽過失の場合にのみ適用されることを明確にしていない、不明確な一部免責条項も、無効とされます。

◆改正法の下での具体例

改正法の下では、消費者契約において、例えば、事業者の損害賠償責任額の上限を１万円と定める場合、次のとおりです。

〈無効となる例〉

・「法令に反しない限り、１万円を上限として賠償します。」

・「１万円を上限として賠償します。」（※何も限定がない）

〈有効となる例〉

・「故意又は重過失による場合を除き、１万円を上限として賠償します。」

◆改正の施行日

上記改正は、本年６月１日より施行されます。

◆改正法の施行にともなう対応

ＢｔｏＣの事業を行っている事業者様においては、消費者との契約書のひな形・消費者に適用される利用規約が、改正法に適合した内容になっているか、確認なさっておくことをお勧めいたします。

具体的には、損害賠償について定める条項において、自社の損害賠償責任の限定・上限を設ける内容を入れているかどうか、入れている場合には故意・重過失による場合には適用されないことが明確になっているかどうか、ご確認頂ければと思います。仮に、その点が不明確の場合には、軽過失があるにとどまる場合も、せっかく設けている限定・上限が無効になってしまうことになります。

ウェブセミナー動画配信予定のご案内

弊所弁護士今津と坂本が、５月２４日、ＡＩＧ損害保険(株)様主催の**「最近の法改正概観」ウェブセミナー**の講師としてお招き頂きました。本セミナーについては、近日中に当所のお客様に対しまして、動画配信を開始させて頂く予定です。詳細は個別にご案内いたしますのでぜひお申込み頂けますと幸いです。

事　務　局　便　り

新入所員が入所いたしました！

この度、パラリーガルが１名入所いたしましたので、ご紹介させて頂きます。彼女は、この春にロースクールを卒業した新社会人で、初めは、システムやメールの使い方に慣れず、苦労する場面もありました。しかし、これまで法律について学んできた経験を活かし、早くも、裁判所への書面提出や不動産登記の請求手続など、法律事務を担当してくれています。

そんな彼女からは、「駆け出しですが、少しでも早く仕事を覚え、皆様のお役に立てるよう精一杯努力してまいります！」との力強い言葉をもらいました。

事務局一同、今後ともより一層、真摯な姿勢で、正確、迅速な対応を心がけ、日々能力の向上に努めて参りたいと思います。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。